

高千穂町緑の分権改革推進事業 特記仕様書

第1章 総則

- 1 事業の名称
高千穂町緑の分権改革推進事業（以下、本事業という）
- 2 事業の目的
地球温暖化防止のためには、迅速かつ継続的な対応が求められており、地域資源を最大限に活用した再生可能なクリーンエネルギーの導入促進が効果的・効率的な防止策として位置づけられている。
クリーンエネルギーの導入促進は、地球温暖化防止に留まらずエネルギー自給率の向上や地域の活性化への展開が可能であり、国においても地域の食料やエネルギー自給率を高める「緑の分権改革」を推進している。
本事業では、高千穂町（以下、甲という。）の地域特性に応じた、クリーンエネルギー導入の重点的・戦略的推進による、低炭素まちづくりの構築および地域活性化、地域経済の自立へ向けた仕組みづくりの基礎資料を得ることを目的に、新エネルギービジョンおよび具体的方策の検討を実施する。
- 3 工期
契約を締結した日から平成23年2月28日まで
- 4 準拠する法令・規則・基準等
本事業の実施にあたっては、本特記仕様書に定めるほか、以下の関係法令ならびに諸規程等に準拠するものとする。
(1) 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」
(RPS法)(平成14年法律第62号)
(2) 「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(平成21年法律第72号)
(3) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)
(4) 「緑の分権改革」推進における関係諸文書
(総務省自治行政局緑の分権改革推進室)
(5) 「定住自立圏構想推進要綱」(平成20年12月26日総行応第39号)第6(1)
(6) 地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定ガイドライン
(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、「NEDO」という。))
(7) 高千穂町諸規則
(8) その他関係法令並びに諸規則等
- 5 事業概要
(1) 計画準備 1式
(2) 資料収集整理 1式
(3) 新エネルギービジョン及び具体的方策の検討 1式
(4) その他クリーンエネルギー等活用事例の整理 1式
(5) 報告書及び概要版パンフレット作成 1式
(6) 打合せ協議 1式
- 6 対象地域
対象地域は、高千穂町全域(237.32km²)とする。
- 7 提出書類
受託者(以下、乙という。)は、契約締結後以下の書類を速やかに甲に提出し、承認を得るものとする。又、それらの変更についても同様とする。
(1) 着手届
(2) 工程表
(3) 管理技術者及び照査技術者届
(4) 実施計画書
- 8 実施計画書
乙は、契約後速やかに実施計画書を作成し、甲の承認を受けなければならない。実施計画書には、以下の事項を記載するものとする。

- (1) 事業概要
- (2) 実施方針
- (3) 工程
- (4) 組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の内容、部数
- (7) 使用する主な図書及び基準
- (8) 連絡体制（緊急時含む）
- (9) その他

実施計画書の内容を変更する場合は、甲乙協議の上、変更実施計画書を提出しなければならない。

9 管理技術者及び照査技術者

管理技術者および照査技術者は、技術士（総合技術監理部門）の資格を有する者であること。また、担当者には、都市計画・地方計画分野に関する経験、知見を保有する技術者、防災分野に関する経験、知見を保有する技術者および電気・エネルギー分野に関する経験、知見を保有する技術者をそれぞれ一人以上参画させなければならない。

10 打合せ

乙は、本事業着手時及び実施期間中は、甲と打合せを行い、その都度打合せ記録簿を2部作成し、甲乙1部ずつ保管するものとする。

11 報告及び検査

乙は、事業の各工程の進捗状況について、適宜甲に報告しなければならない。
検査は、全工程完了後、成果品の納品並びに事業完了報告の受領後に実施する。

12 修補

甲は、修補の必要があると認めた場合には、乙に対して、期限を定め修補を指示することができる。
甲が修補の指示をした場合において、修補完了の確認は甲の指示に従うものとする。

13 著作権及び使用権許諾契約

本事業の成果品については、甲の許可無く他に公表、貸与、使用及び複製してはならない。

14 疑義

本事業の実施にあたり本特記仕様書に定めのない事項等について疑義が生じた場合には、その都度、甲乙協議し決定するものとする。

15 守秘義務

乙は、本事業の実施過程で知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

16 貸与資料

本事業において必要となる資料は甲より貸与するものとするが、乙はその保管及び取り扱いについては、忘失、汚損、破損等のないよう万全の注意を払うものとし、事業完了後速やかに返却するものとする。

乙は、貸与された関係資料等を使用したのち、事業遂行に必要な無くなった貸与物は速やかに甲に返却するものとする。

乙は、貸与物を丁寧に扱い、万一損傷した場合には乙の責任と費用負担において修復するものとする。

17 留意事項

本事業は、甲のクリーンエネルギー導入推進における主要施策の一つと位置づけられ、そのため、甲の地域事情のみならず、みやざきソーラーフロンティア構想（宮崎県）等関連施設、メガソーラー全県展開プロジェクト、日産自動車との提携による電気自動車普及推進事業（宮崎県）、近隣自治体との連携における相乗効果等を勘案し、エネルギー・環境分野における包括的なパートナーとして継続的に協業できるものとする。

18 納入場所

成果品の納入場所は、高千穂町 企画観光課とする。

第2章 事業内容

1 計画準備

本事業に必要な人員体制、作業工程及び全体計画の立案を行い、実施計画書として甲に提出するものとする。

2 資料収集整理

調査実施上、必要な資料を収集する。なお資料収集は、打合せ協議及び委員会での検討内容を踏まえて、町と協議のうえ行う。

3 クリーンエネルギー賦存量調査及び新エネルギービジョン策定

本町におけるクリーンエネルギー賦存量を把握するとともに、その導入、活用方策を検討し、新エネルギービジョンを策定する。なお、ここでいう新エネルギーとは、太陽光・太陽熱、風力、バイオマス、小水力及び温度差の利用により得られるエネルギーを指し、クリーンエネルギーと同意として取り扱うものとする。

(1) 目的整理

ビジョン策定の狙い、目的等を整理する。また、上位計画や関連施策との関係や位置づけを整理する。

(2) 地域特性の概況整理

地域特性を主にエネルギーや環境面から把握し、整理する。調査にあたっては、国、県、町の統計資料や総合計画、環境基本計画、気象観測データ等を収集し整理するとともに、開発や公共施設等の整備状況、環境・エネルギー関連施策に関する情報を収集し、整理する。

(整理項目)

地理的概況(地形、河川、土地利用、人口・世帯数等)

気象概況(気温、降雨、風況、日射量・日照時間等)

社会経済状況(産業構造、農業、工業、商業等)

公共施設等整備概況(住宅、教育文化、医療・福祉、交通、公共施設等)

環境・エネルギー関連施設

(3) エネルギーや地球環境問題の内外動向

国内外におけるクリーンエネルギーや地球温暖化に関する施策等の動向及びクリーンエネルギー導入事例について調査するとともに、クリーンエネルギー導入に関する国や県の補助事業(補助制度)について調査する。

(4) エネルギー消費動向調査

エネルギー消費(使用)の実態を各種統計資料や、電力・ガス等の販売量データ(入手可能なものに限る)を用いて、部門別、エネルギー種類別に把握する。

また、エネルギー消費量をもとに、部門別のCO₂排出量を算定する。

部門別(産業部門、民生家庭部門、民生事業部門、運輸部門等)

エネルギー種別(電力、ガス、灯油等)

(5) クリーンエネルギー賦存量及び利用可能量調査

太陽光発電・太陽熱発電

気象庁発表の日照量観測データを利用して、町の日照量データを分析することで、町データの作成を行う。作成した町日照量データを基に、「標準気象・日射データ」(NEDO作成)を用い、発電効率、変換効率を加味して発電量及び熱利用量を推計する。

なお、作成データは、一覧表(EXCELデータ)及び図示(GISデータ)とする。

風力発電

「局所風況マップ(500mメッシュ)」(NEDO作成)と、風車設置可能数から賦存量及び利用可能量を推計する。推計では、「局所風況マップ(500mメッシュ)」を利用して、年平均風速による有望地域を抽出し、抽出された地域について、50mメッシュ標高データ(国土院発行)を用いて平坦度(地形勾配)を解析し、各メッシュ内の設置可能面積を算定する。これに、風車の規模(定格出力、ハブ高等)を考慮し、地域ごとの設置可能数を推計する。

バイオマス発電

木質及び畜ふん等のバイオマスの資源量及び現在の処理方法を把握し、それらのバイオマスエネルギーの賦存量及び利用可能量を推計する。現在の処理方法を踏まえ、バイオマスエネルギー事業実施を想定した場合の現実的な前提条件を設定し、実際に利用が見込まれる資源の量を賦存量及び利用可能量として推計する。また、バイオディーゼル(BDF)に関しては、廃食油の計画処理量をもとに賦存量及び利用可能量の推計を行う。なお、推計は町全体として行う。

小水力発電

「小水力発電の資源賦存量全国調査業務」(環境省平成20年度)で得られた2.5kmメッシュごとの賦存量及び利用可能量データから発電ポテンシャルをGIS上に整理する。

温度差エネルギー発電

河川水、下水道及び地下水を対象とし、流量、下水処理量及び地下水の取水量をもとに、賦存量及び利用可能量を推計する。

(6) 町民クリーンエネルギー意識調査

町民や町内の事業者、小中学校を対象としたクリーンエネルギーに関する意識調査を行う。調査方法は郵送によるアンケートとする。なお、小中学校に対しては、教育委員会を通じて配布・回収を行うこととする。

町民に対するアンケート調査

町民1,000人を無作為抽出し、クリーンエネルギーに対する意識・情報の有無、クリーンエネルギーに対する関心度、クリーンエネルギーへの期待と要望、クリーンエネルギーへの取り組み状況、導入したいクリーンエネルギーの種類・用途・対象、導入に関わる課題と施策の必要性等を調査する。

町内事業者に対するアンケート調査

町内事業者100件を対象とし、町民アンケートと同様の項目について調査する。

小学校に対するアンケート調査

町内の小学4~6年生及び中学生全員(約700人)を対象とし、町民アンケートの項目をわかりやすい形にしたものを用いて調査する。

アンケート調査結果の集約・分析

調査対象ごとにアンケート結果の集計、分析を行い、クリーンエネルギーに対する町民全体の意識や関心等を把握し、クリーンエネルギービジョンへ反映させる資料とする。

(7) 新エネルギービジョン原案の作成

基本方針の検討

町の地域特性、クリーンエネルギーの賦存量及び利用可能性、町民等の意識調査の結果を踏まえ、クリーンエネルギー導入に向けての基本方針を検討する。また、基本方針を受け、町民、事業者、行政といった対象別、民生、運輸といった部門別の導入の方向性(導入目標)について検討する。

重点プロジェクトの検討

基本方針、対象別部門別の導入目標に基づいて、クリーンエネルギー導入に係るプロジェクト(施策)を検討し、町において具体化が期待されるプロジェクトを重点プロジェクトとして抽出し、その概要を整理する。

さらに、抽出した重点プロジェクトについて、導入に当たっての条件を整理し、クリーンエネルギーの導入効果(CO2排出削減効果など)、コストの試算、導入に当たっての課題について検討を行う。

クリーンエネルギー導入の推進方策の検討

クリーンエネルギーの事業推進方策(推進体制、役割、資金等)や計画の進行管理(数値目標設定、フォローアップ手法等)について検討する。

地域プロジェクトの検討

観光産業が盛んな高千穂町において、景観を損ねずに設置できる小規模な発電機を設置し、電気自動車を用いた観光レンタカーをモデル的に導入するなど、クリーンエネルギーの観光産業による活用や、バイオマスエネルギーの有効活用を検証し、木質バイオマスや畜ふんバイオマスを生み出す農林業と、他の産業との連携を模索するなど、環境や景観に配慮し、かつ各種産業が一体となりエネルギーの地産地消や地域における新たな事業創出の可能性を検証し、農商工業と観光産業を連携させた事業提案を検討する。

策定委員会の運営支援

本ビジョン策定にあたって、開催される策定委員会に事務局補助員として出席するとともに、必要な資料作成を行う。

また、クリーンエネルギー分野における専門的見地からアドバイザー的位置づけにて、発言、説明を求めることもある。

なお、策定委員会は事業実施期間中、4回を想定している。

新エネルギービジョンの策定

上記調査・検討結果を「(仮)高千穂町新エネルギービジョン(案)」としてとりまとめる。

- 4 その他クリーンエネルギー等活用事例の整理
 下記のクリーンエネルギーおよびエネルギー活用方法について、国内外の事例を収集し、導入や実用化に向けた現状の課題を整理する。
 小規模風力・太陽光ハイブリッド発電機の導入
 電気自動車の導入、急速充電設備の整備
 木質バイオマス等を用いた温泉施設の加温設備
- 5 報告書作成
 2～4までの調査結果について、報告書及び概要版パンフレットとしてとりまとめを行うこととする。
 報告書はA4版3部（製本）、概要版パンフレットはA3版5部（二つ折り）体裁等の詳細については甲乙協議のうえ、甲の指示に従うこととする。
 また、報告書及び概要版パンフレットについては、磁気記録媒体に格納したデータファイルも納入することとする。
- 6 打合せ・協議
 打合せは着手時・中間・最終の3回を基本と想定している。ただし、甲乙協議の上、必要と認められた場合は、この限りではない。

第3章 成果品

- 1 成果品の納入
 本事業にて納入する成果品は以下のとおりとする。

(1) 報告書及び概要版パンフレット	
報告書（A4版・製本）	3部
概要版パンフレット（A3版サイズ二つ折り、両面カラー）	5部
(2) 報告書データファイル	
Microsoft Word 及び Adobe PDF：磁気記録媒体格納	1式
(3) 概要版パンフレットデータ	
Microsoft Word 及び Adobe PDF：磁気記録媒体格納	1式
(4) 検討資料データファイル	
Microsoft Word 及び Adobe PDF：磁気記録媒体格納	1式
(5) その他、甲が求める作業資料	1式